

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年9月24日

岩手県医療局長 小 原 重 幸

医療局企業職員就業規則の一部を改正する規程

医療局企業職員就業規則（昭和39年岩手県医療局管理規程第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<u>（部分休業の承認）</u> 第17条の4 医師又は歯科医師である職員以外の職員（育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。 2 前項の職員（以下この条において「職員」という。）は、<u>部分休業の承認を受けようとするときは、別に定める様式による部分休業承認請求書を所属長に提出しなければならない。</u>	<u>（部分休業）</u> 第17条の4 医師又は歯科医師である職員以外の職員（育児短時間勤務又は育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員を除く。）は、医療局長の承認を受けて、当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、1日の勤務時間の<u>全部又は一部（1日につき2時間又は1年につき次項第2号ア若しくはイに定める時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>について勤務しないこと（以下「部分休業」という。）ができる。 2 前項の職員（以下この条において「職員」という。）は、<u>第5項の規定に基づく部分休業の請求をしようとするときは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間ごとに、あらかじめ、次の各号に掲げる範囲内のうちいずれの範囲内で当該期間における部分休業を請求するかを所属長に申し出なければならない。</u> <u>（1） 1日につき2時間を超えない範囲内</u> <u>（2） 1年につき次に掲げる職員の区分に応じ、次に定める時間を超えない範囲内</u> <u>ア 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>イ 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> 3 前項の規定による申出をした職員は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の当該申出時に予測することができなかった事実が生じたことにより当該申出の内容を変更しなければ職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると所属長が認める事情がある場合に限り、当該申出の内容を変更することができる。 4 職員は、第2項の規定による申出をしようとするときは、別に定める様式による育児時間簿に当該申出に係る所要事項を記載しなければならない。前項の規定に基づき当該申出の内容を変更しようとするときも、同様とする。 5 職員は、第2項の規定による申出をした範囲内（第3項の規定に基づく変更をした場合にあっては、その変更後のもの

3 部分休業の承認は、正規の勤務時間の始め又は終わりにお
いて、30分を単位として行うものとする。

4 第34条第7号の特別休暇又は第35条の3の介護時間を請求
した職員に対する部分休業の承認については、1日につき2
時間から当該特別休暇又は当該介護時間の時間を減じた時間
を超えない範囲内で行うものとする。

5 [略]

6 [略]

7 医療局長は、次に掲げる事由が生じた場合には、部分休業
の承認を取り消すものとする。

(1) [略]

(2) 部分休業をしている職員について当該部分休業に係る
子以外の子に係る部分休業を承認しようとするとき。

(3) 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容
と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

8 [略]

第17条の4の2 医師又は歯科医師である職員（医師等に係る
育児短時間勤務をしている職員を除く。）は、医療局長の承
認を受けて、当該職員の満9歳に達する日以後の最初の3月
31日までの子を養育するため、1日の勤務時間の一部（2時
間30分を超えない範囲内の時間に限る。）について勤務しな
いこと（以下「医師等に係る部分休業」という。）ができる
。

2 前条第2項から第4項まで及び第6項から第8項までの規
定は、医師等に係る部分休業について準用する。この場合に

）において、部分休業の請求をすることができる。この場合
においては、前項の規定により所要事項を記載した育児時間
簿に当該請求に係る所要事項を記載しなければならない。

6 第2項第1号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「
第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行
うものとする。

7 第34条第7号の特別休暇又は第35条の3の介護時間を請求
した職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につ
き2時間から当該特別休暇又は当該介護時間の時間を減じ
た時間を超えない範囲内で行うものとする。

8 第2項第2号に掲げる範囲内で請求する部分休業（以下「
第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として
行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては
、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認すること
ができる。

(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした
時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承
認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数

(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある
場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求が
あったとき 当該残時間数

9 [略]

10 [略]

11 医療局長は、次に掲げる事由が生じた場合には、部分休業
の承認を取り消すものとする。

(1) [略]

(2) 職員が第3項の規定に基づく変更をしたとき。

12 [略]

第17条の4の2 医師又は歯科医師である職員（医師等に係る
育児短時間勤務をしている職員を除く。）は、医療局長の承
認を受けて、当該職員の満9歳に達する日以後の最初の3月
31日までの子を養育するため、1日の勤務時間の全部又は一
部（1日につき2時間30分又は1年につき前条第2項第2号
ア若しくはイに定める時間を超えない範囲内の時間内に限る
。）について勤務しないこと（以下「医師等に係る部分休業
」という。）ができる。

2 前条（第1項及び第9項を除く。）の規定は、医師等に係
る部分休業について準用する。この場合において、同条第2

において、同条第4項中「2時間」とあるのは、「2時間30分」と読み替えるものとする。

第35条の2 1時間を単位とする介護休暇は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第35条の4 介護時間は、1日を通じ、始業の時刻から連続し、又は終業の時刻まで連続した2時間（部分休業又は医師等に係る部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該2時間から部分休業又は医師等に係る部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

項及び第7項中「2時間」とあるのは「2時間30分」と、同条第3項中「小学校就学の始期に達する」とあるのは「満9歳に達する日以後の最初の3月31日」と読み替えるものとする。

第35条の2 1時間を単位とする介護休暇は、1日につき4時間（当該介護休暇と要介護者を異にする次条第1項に規定する介護時間の承認を受けて勤務しない時間がある日については、当該4時間から当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間）を超えない範囲内の時間とする。

第35条の4 第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間がある日の介護時間については、1日につき2時間から当該第1号部分休業の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内の時間とする。

（妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等）

第37条の5 医療局長は、職員が医療局長に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実の申出（以下この項において「申出」という。）をしたときは、当該職員に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 申出をした職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

（2） 出生時両立支援制度等の利用に係る申告等に係る当該職員の意向を確認するための措置

（3） 申出に係る子の心身の状況又は育児に関する当該職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る当該職員の意向を確認するための措置

2 医療局長は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、対象職員の子が1歳11か月に達する日の翌々日から2歳11か月に達する日の翌日までの期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1） 対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（以下「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

	<u>(2) 育児期両立支援制度等の利用に係る申告等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 医療局長は、第1項第3号又は前項第3号の規定により職員の意向を確認した場合は、当該意向に配慮しなければならない。</u> <u>4 医療局長は、第1項第3号又は第2項第3号の規定により確認した職員の意向の内容を理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。</u>
(介護についての申出があった場合における措置等) <u>第37条の5</u> [略] (勤務環境の整備に関する措置) <u>第37条の6</u> [略]	(介護についての申出があった場合における措置等) <u>第37条の6</u> [略] (勤務環境の整備に関する措置) <u>第37条の7</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

- この規程は、令和7年10月1日から施行する。
- この規程による改正後の医療局企業職員就業規則第17条の4第5項の規定に基づき、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この規程の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合における同条第2項の規定の適用については、同項第2号ア中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同号イ中「10」とあるのは「5」とする。
- 前項の規定は、この規程による改正後の医療局企業職員就業規則第17条の4の2第1項に規定する医師等に係る部分休業の承認の請求について準用する。